




# 民間建築物における アスベスト対策について

まちづくり局指導部  
建築指導課 建築安全担当

# 目次

1. 民間建築物のアスベスト対策の現状
2. 健康障害に対する所有者の責任
3. 補助制度の概要

- 
1. 民間建築物のアスベスト対策の現状
  2. 健康障害に対する所有者の責任
  3. 補助制度の概要

# アスベスト含有建材の例

## 吹付け材

### 補助金制度の対象



吹付けアスベスト  
(鉄骨材の耐火被覆)



アスベスト含有吹付けロックウール  
(鉄骨材の耐火被覆)



吹付けバーミキュライト  
(天井の断熱・吸音)

※ アスベストが含まれている可能性がある  
ひる石を原料とした吹付け材

アスベストは、  
2006 (H18) 年に製造、  
使用等が全面禁止され  
ました。

## 保温材、断熱材



アスベスト保温材  
(配管の断熱被覆)

## スレート、成形板



アスベスト含有スレート波板  
(工場の屋根・壁)

## 写真のような吹付け材はありませんか？

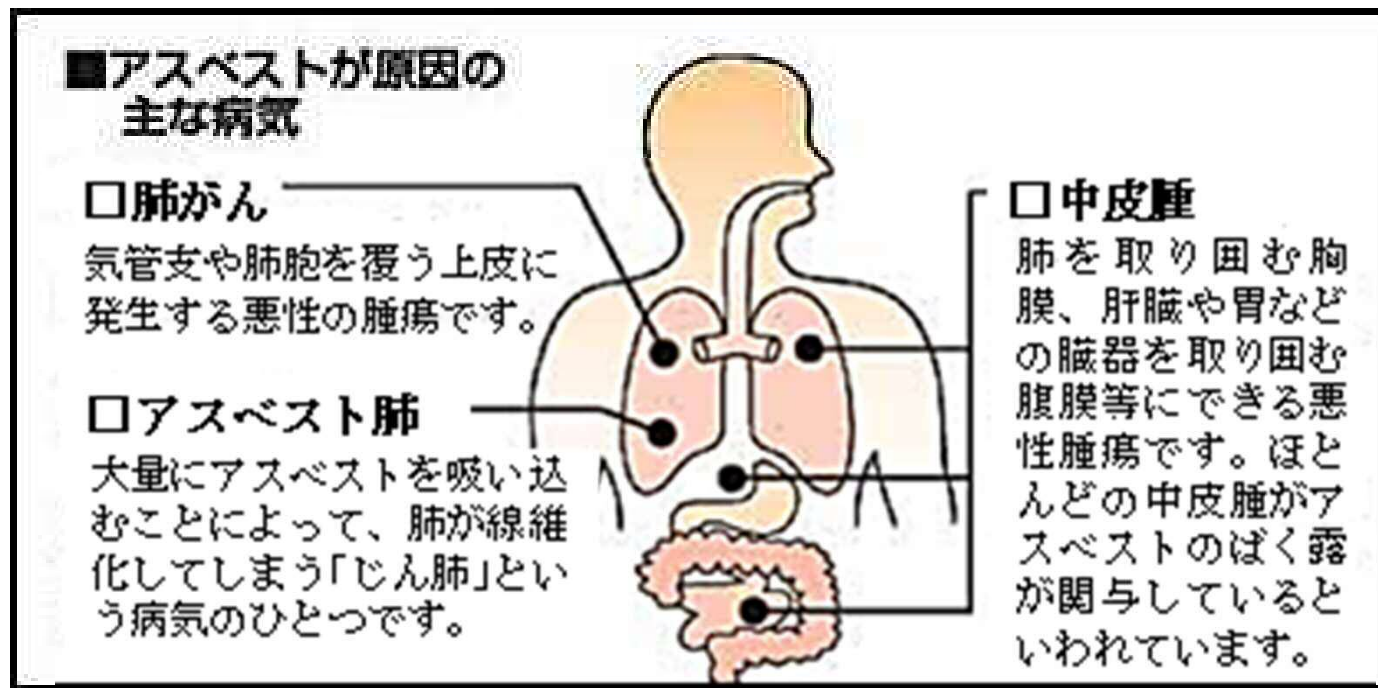


2006 (H18) 年までに  
建築された建物は、  
吹付け材にアスベスト  
を含んでいる可能性が  
あります。

吹付け材にアスベストが含まれ  
ている場合、経年劣化や損傷な  
どによって、アスベスト繊維が飛  
散する恐れがあります。

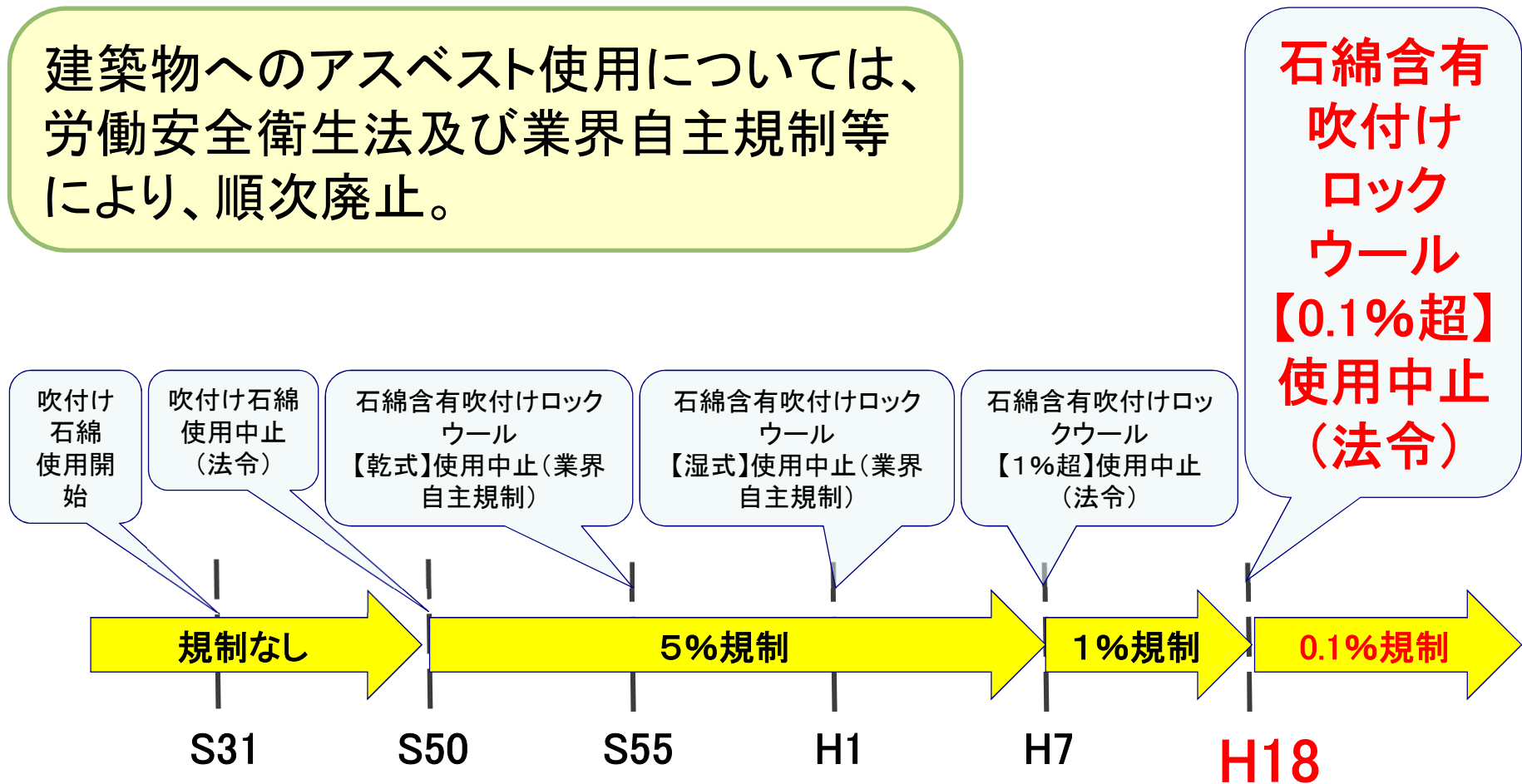
# アスベストの粉じんは有害です

アスベストを含有している吹付け材が露出している室内で、粉じんを吸い込むと、それが原因で数十年後に肺がんや中皮腫等の病気を発症する危険があります。



# アスベストの法的規制

建築物へのアスベスト使用については、労働安全衛生法及び業界自主規制等により、順次廃止。



# 建築基準法によるアスベスト対策の促進①

平成18年～

- ・新築時の吹付けアスベスト等の使用を禁止。
- ・既存建築物の増築、改築、大規模修繕又は模様替えの工事を行う時に、吹付けアスベスト等の**除去、封じ込め又は囲い込み**の対策を行うことを**義務付け**。

## 建築基準法の規制対象



吹付けアスベスト



アスベスト含有吹付けロックウール



## 建築基準法によるアスベスト対策の促進②

### <封じ込め>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等への薬剤の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法



### <囲い込み>

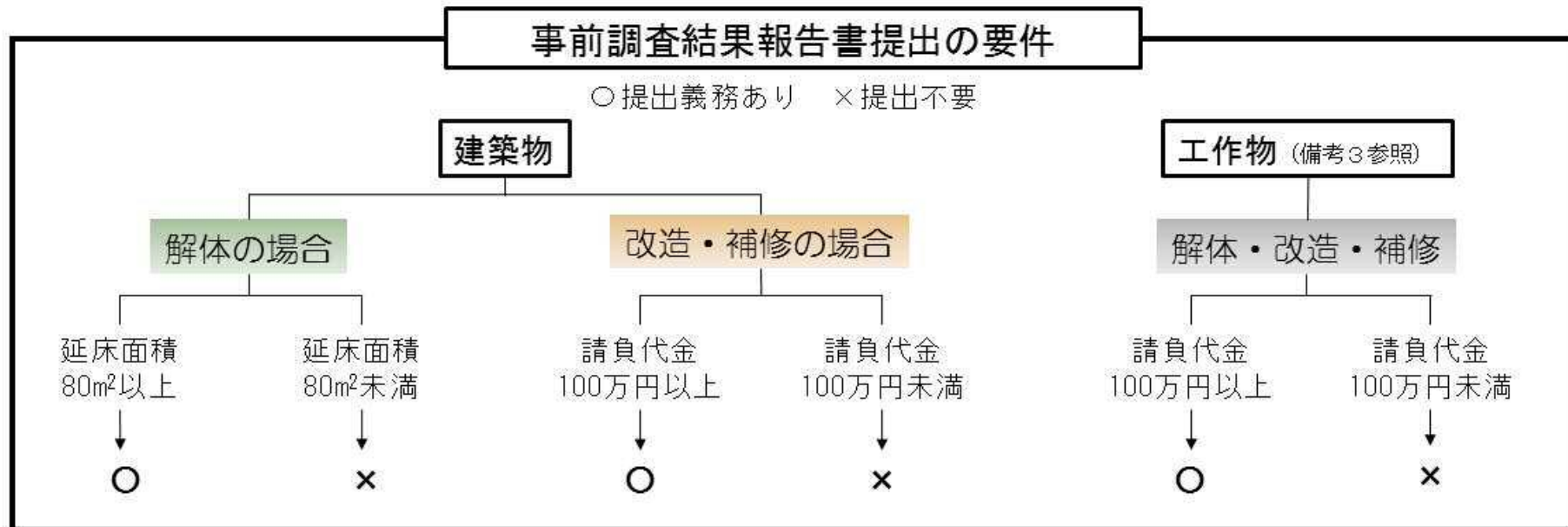
既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止を図る工法



封じ込め、囲い込みの措置は、延べ面積の1/2を超えない増改築、大規模修繕模又は模様替えの既存部分に限られる。

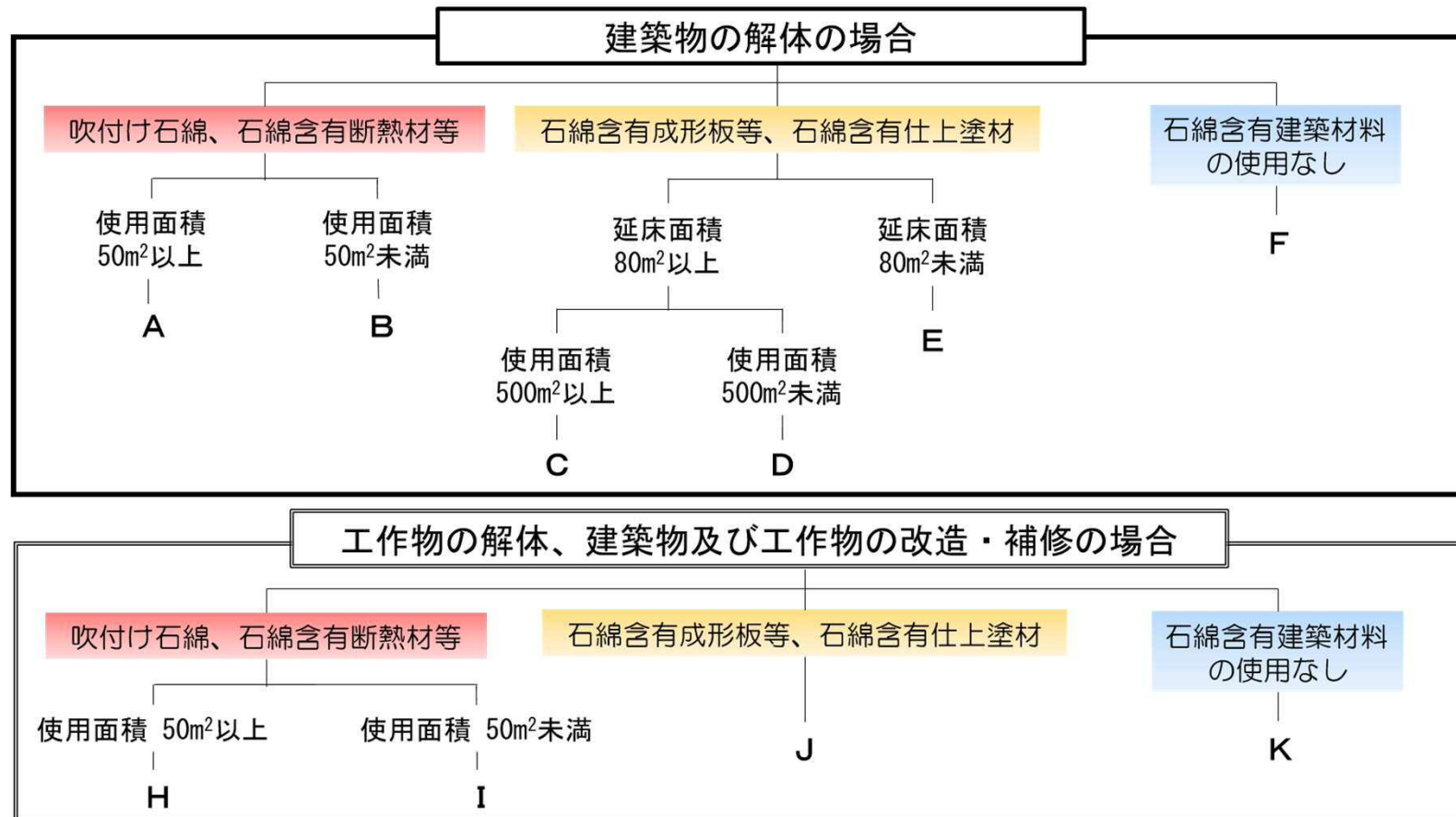
# その他法令によるアスベスト対策について①

令和4年4月から、大気汚染防止法により、事前調査結果報告が義務付けられました。事前調査結果報告書を提出する必要があるかは、石綿含有建材の有無にかかわらず、以下の条件によって規定されます。



## その他法令によるアスベスト対策について②

事前調査結果報告のほか、特定粉じん排出等実施届出書など  
その他届出が必要な場合があります。




# その他法令によるアスベスト対策について③

行う工事の種類・規模・対象物など、条件に応じて必要になる届出が変わるので、確認し、必要に応じて提出してください。

		根拠		A	B	C	D	E	F	H	I	J	K
石綿含有建材の事前調査実施		大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発注者への説明		大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の記録・保存		大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	大	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-
	事前調査結果報告書の提出	大	-	1を参照									
	石綿排出等作業実施届出書の提出	-	条	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	石綿濃度測定計画・報告書の提出	-	条	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	作業完了報告書の提出	-	条	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-
作業計画の作成		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
広告物の配布等（住民周知）		-	条	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
（元請業者から）下請業者への説明		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
特定工事中	事前調査結果の掲示（掲示板）	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事前調査結果の写しの備え置き	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業実施基準の掲示（掲示板）	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業基準の遵守（作業方法）	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	作業の記録	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
	石綿濃度の測定	-	条	○	※	※	※	※	-	○	※	※	-
特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存		大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-

※は市長が必要と認める場合に測定等を要請することがあります

- 
1. 民間建築物のアスベスト対策の現状
  2. 健康障害に対する所有者の責任
  3. 補助制度の概要

# 健康障害に対する所有者の責任

**建物に使われているアスベストで賃貸人が健康障害を起こした場合、  
建物の所有者の責任が問われます。**

## 従業員が中皮腫・肺がんになったケースも！

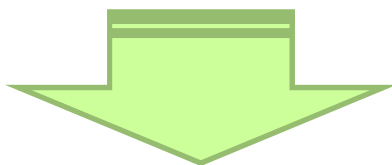
アスベストを直接扱う職業に就いていなくても健康障害を受ける可能性があります。吹付けアスベストのある建物（部屋、倉庫等）で作業をしていた人（建設作業従事者以外）の中にも、アスベスト疾患とされる中皮腫や肺がんになった方が100人以上もいます。建物の所有者は、テナントや不特定多数の利用者がアスベストにばく露しないよう、安全に配慮しなければなりません。

## 建物の所有者（賃貸人）に対し、損害賠償の支払いが命じられることも。

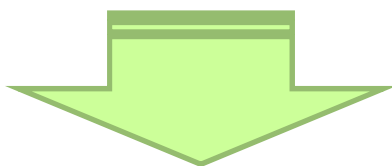
例えば、吹付けアスベストが使用されている建物で働いていた従業員が、アスベストを直接扱っていないにもかかわらず中皮腫に罹患した事例があります。この際、「賃借していた建物に使用されていたアスベストが原因だ」として、建物の所有者を相手に遺族が民事訴訟を起こしましたが、この判例では、司法は所有者に「工作物に設置、保存上の瑕疵」があったとして、遺族に対して損害賠償を支払うよう命じました。

# 建物所有者・管理者に期待される取組み

1956(昭和31)年～2006(平成18)年までの間に建設された建築物



アスベスト使用の有無と状態を早めに調査  
(解体や増改築時には、工事前の調査が労働安全衛生法等で義務付けられているため、遅かれ早かれ調査は必須)



吹付けアスベスト等の使用が確認された場合には、  
速やかに除去等の対策を  
(解体や増改築時には、適切な飛散防止措置や作業基準の遵守した除去工事が求められるため)

アスベスト改修事業による支援

# 吹付けアスベストの有無の調査

チラシ「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」

## アスベスト対策の流れ

### 1. 図面・目視による確認

アスベスト含有吹付け材が使用されている可能性が高いのは、鉄骨造建物の柱・梁・天井、ボイラー室、機械室、エレベータシャフトです。竣工時の図面や目視により、使用されている疑いのあつる部位を特定してください。




### 2. アスベストの含有調査

分析調査により、吹付け材がアスベストを含むかの判定をします。専門機関に検体採取・分析を依頼してください。



補助金があります



- 
1. 民間建築物のアスベスト対策の現状
  2. 健康障害に対する所有者の責任
  3. 補助制度の概要

# 含有調査の補助制度(令和5年度)

チラシ「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」

補助の種類	含有調査
補助対象建築物	吹付けアスベストが使用されているおそれがある建築物 ※用途、規模、構造等は問いません
補助率	全額 ※消費税分は補助金対象になりません。
上限	1カ所調査:15万円 複数カ所調査:25万円
補助対象者	補助対象建築物の所有者(区分所有建築物の場合は管理組合の代表者)
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業について、この要綱以外の補助金を受けていないこと。</li> <li>・敷地内において同一事業の補助金を受けていないこと。</li> <li>・吹付け材以外の含有調査に係る費用</li> <li>・資本金が3億円または従業員数が300人を超える法人等が所有する建築物は補助金の対象にはなりません。</li> </ul>

※上記の他にも補助の要件等がありますので、詳しくは建築指導課にお問合せ下さい。

# 除去等工事の補助制度(令和5年度)

チラシ「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」

補助の種類	除去、封じ込め又は囲い込み工事
補助対象建築物	<p>多数の者が利用する建築物で、露出して吹付けられたアスベストが施工されているもの(引続き利用するものに限る。)</p> <p>※建築物用途に定めがあります</p>
補助率	<p><b>2/3</b></p> <p>※消費税分は補助金対象になりません。</p>
上限	<b>300万円</b>
補助対象者	補助対象建築物の所有者(区分所有建築物の場合は管理組合の代表者)
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業について、この要綱以外の補助金を受けていないこと。</li> <li>・敷地内において同一事業の補助金を受けていないこと。</li> <li>・資本金が3億円または従業員数が300人を超える法人等が所有する建築物は補助金の対象にはなりません。</li> <li>・補助金額が100万円を超える場合、市内中小事業者(2社以上)から見積徴取が必要になります。</li> </ul>

※上記の他にも補助の要件等がありますので、詳しくは建築指導課にお問合せ下さい。

# 共通の補助要件(令和5年度)

チラシ「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」

## 主な補助要件 (共通事項)

- ・**建築物石綿含有建材調査者**が係わって実施するもの。(下請け業者、分析機関に資格者が所属する場合も対象になります。)
  - ・補助事業について、この要綱以外の補助金を受けていないこと。
  - ・敷地内において同一事業の補助金を受けていないこと。
  - ・平成18年9月30日以前に建築確認を得て着工されたもの。
  - ・除去等の場合、分析調査結果報告書等アスベストの含有を証する書類があること。また、明らかに建築基準法に違反していないこと。
- ※以下は補助金の対象になりません。
- ・吹付け材以外の含有調査又は除去等工事に係る費用
  - ・資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人が所有権を有する建築物

※上記の他にも補助の要件等がありますので、詳しくは建築指導課にお問合せ下さい。

# 手続きに関する注意事項

## 注意事項

### 日程には余裕をもってご相談ください

ご相談や申請をいただいてから、補助金の交付が決定するまで多くの日数がかかる場合があります。除去工事など予定工期が決まっている場合はお早めにご相談ください。

### 制度利用が可能な件数には限りがあります

予定件数に達した場合は令和5年度の受付を締め切らせていただきます。補助金制度の利用をお考えの方はお早めにご相談ください。

### 吹付け材の場所の確認をお願いします

この補助金制度は1敷地1回の利用となります。制度利用後に他の吹付け材が見つかることがないように、図面確認や現地調査をしっかりと行いましょう。

吹付け材の主な使用部位と用途は1ページをご覧ください。

### 共有者がいる場合は同意が必要です

分譲マンションの場合は管理組合等での申請が必要になります。

# 補助金制度等に関する本市のホームページ

## 補助金制度に関するホームページ

※補助金制度の詳細が分かるガイドブック、申請に必要な様式等がダウンロードできます。また、補助金の要件である建築物石綿含有建材調査者制度に関するホームページへのリンクもこちらにあります。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-5-2-0-0-0-0-0.html>

川崎市公式ウェブサイト⇒「くらし・手続き」⇒「建築」  
⇒「建築・宅地に関する決まりごと」⇒「建築物の維持管理」  
⇒「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」  
⇒「民間建築物吹付けアスベスト対策事業(補助金制度)」

ご清聴ありがとうございました。